



三労発基0824第2号
令和2年8月24日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター所長 殿



三重労働局長
(公印省略)

金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接
ヒュームの濃度の測定の方法等の施行について

平素は、労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新たに「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働者へのばく露防止措置や健康管理を推進するため、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第89号）により改正された特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）において、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下「金属アーク溶接等作業」という。）を継続して行う屋内作業場について、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき等には、厚生労働大臣の定めるところにより、空气中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならないこと等が義務付けられ、今般、測定に係る基準等として別添1のとおり「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和2年厚生労働省告示第286号。以下「告示」という。）」が告示され、別添2の施行通達により、改正規則施行日の令和3年4月1日から施行されます。

つきましては、貴団体におかれましても、告示の趣旨にご理解をいただき、傘下団体、会員、事業場等に対して、周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、特化則の改正内容及び告示をまとめましたパンフレットを同封いたしますので、周知等にご活用ください。

パンフレットは、三重労働局ホームページよりダウンロードできます。

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet/leaflet/anzen_eisei/20200807.html

